

むつ小川原開発地区における施設の設置等に係る環境保全調査に関する要綱

平成14年1月 8日
改正 平成28年3月28日
改正 平成29年3月15日

(趣旨)

第1 この要綱は、むつ小川原開発地区（以下「開発地区」という。）の環境の保全を図るため、開発地区において施設の設置及び事業の実施並びにこれらの変更をしようとする者（以下「事業者」という。）に対し、環境保全調査を行うことを求めるための必要な手続を定めるものとする。

(環境保全調査の目的)

第2 環境保全調査は、個別の施設の設置等に際して、事業者が行う大気・水環境及び自然環境等へ及ぼす影響の把握及び環境保全措置等について、開発地区の環境保全目標等に対する適合性を検討することにより、当該環境保全目標の維持達成に資することを目的とする。

(事業計画等届出書の提出)

第3 知事は、事業者に対し、事業内容及び環境保全対策等を記載した事業計画等届出書（第1号様式）を提出することを求めることができる。

(環境保全調査の判定)

第4 知事は、事業計画等届出書が提出されたときは、事業者が環境保全調査を行う必要があるかどうかについての判定を行い、当該届出書の提出の日から起算して30日以内に、その判定の結果を事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による環境保全調査を行う必要があると認められる場合の判定の基準は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

- 一 原子力施設
- 二 その他環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるもの

(環境保全調査項目等届出書の提出等)

第5 知事は、事業者が第4第1項に規定する環境保全調査を行う必要がある旨を通知するときは、当該事業者（以下「調査実施事業者」という。）に環境保全調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した環境保全調査項目等届出書（第2号様式）の提出を求めることができる。

2 環境保全調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法等は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）及び青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）に基づき定められた技術的な指針等を参考として選定するものとし、開発地区において蓄積された環境調査のデータその他既存資料を合理的に活用して簡略化・重点化を行うことができる。

3 知事は、環境保全調査項目等届出書が提出されたときは、提出の日から起算して45日以内に調査実施事業者に対し、当該届出書についての環境の保全の見地からの意見を通知するものとする。

(環境保全調査報告書案の提出等)

第6 知事は、調査実施事業者に対し、第5第3項の意見を踏まえて実施した環境保全調査の結果をとりまとめ、環境保全調査報告書案（第3号様式。以下「報告書案」という。）として提出することを求めることができる。

- 2 知事は、報告書案が提出されたときは、提出の日から起算して90日以内に調査実施事業者に対し、報告書案について開発地区における環境保全目標との適合性及び環境の保全のための措置等を検討し環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- 3 知事は、前項の意見を述べる場合において、関係市町村及び学識経験者の意見を聴くことができる。

(環境保全調査報告書の提出)

- 第7 知事は、調査実施事業者に対し、第6第2項の意見を踏まえた環境保全調査報告書(以下「報告書」という。)を提出することを求めることができる。
- 2 知事は、報告書が提出された場合において、必要があると認めるときは、30日以内に調査実施事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
 - 3 知事は、報告書の補正が必要であると認める場合は、調査実施事業者に対し、補正後の報告書を提出することを求めることができる。

(知事の意見及び環境保全調査報告書の公表等)

- 第8 知事は、第5第3項、第6第2項及び第7第2項の意見並びに報告書(補正後の報告書を含む。)を公表し、関係市町村及び学識経験者に通知することができる。

(報告書に係る環境の保全のための措置の要求)

- 第9 知事は、調査実施事業者が施設の設置等の工事に着手した後において、当該工事により環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該調査実施事業者に対し、報告書に記載されている環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができる。

(勧告)

- 第10 知事は、この要綱に規定された事項に協力しない事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(適用除外)

- 第11 この要綱の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌汚染については、適用しない。
- 2 この要綱の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。
 - 一 法及び条例の対象事業
 - 二 災害の復旧又は防止のためなど緊急に実施する必要がある事業
 - 三 公有水面埋立事業等環境の保全について、事前に環境保全課と協議が行われる事業

(施行事項)

- 第12 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

青森県知事

殿

住 所（法人にあつては、主なる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

事業計画等（変更）届出書

むつ小川原開発地区における施設の設置等に係る環境保全調査に関する要綱第3の規定により、事業計画等（変更）について次のとおり届け出ます。

1 事業の名称

2 事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

- ① 事業の種類及び規模
- ② 事業実施区域（付近見取図等添付）
- ③ 事業の概要（事業スケジュール等添付）
- ④ 施設の概要（施設の配置図、排出物質の処理工程図及び排出諸元等添付）
- ⑤ 工事の実施に関する計画の概要（工事工程表等添付）

3 事業実施区域及びその周囲の自然環境等を含む概況

（当該事業の実施により影響を及ぼすと予想される事項に限る。）

4 環境保全対策等

青森県知事

殿

住 所（法人にあつては、主なる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

環 境 保 全 調 査 項 目 等 届 出 書

むつ小川原開発地区における施設の設置等に係る環境保全調査に関する要綱第5の規定により、環境保全調査項目等について次のとおり届け出ます。

- 1 事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況
（環境保全調査項目に関係するものに限る。）
- 2 環境保全調査項目等一覧表
別紙のとおり
- 3 環境保全調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由

別紙 環境保全調査項目等一覧表

影響要因の区分			工 事 の 実 施					土地又は工作物の存在及び供用										
			資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出
環境要素の区分																		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質																
		騒音																
		振動																
		悪臭																
		風害																
	水環境	水質																
		水底の底質																
		地下水の水質及び水位																
		水象																
	土壌環境・その他の環境	地形・地質																
		地盤(地盤沈下)																
		土壌(土壌汚染)																
		日照阻害																
電波障害																		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)																	
	陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)																	
	水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)																	
	生態系(地域を特徴づける生態系)																	
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)																	
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)																	
	文化財等																	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物																
		副産物(残土)																
	温室効果ガス等																	

- 備考 1 環境保全調査項目の選定に当たっては、青森県環境影響評価技術指針(平成28年3月23日青森県告示第212号。以下「技術指針」という。)を参考のこと。
 2 調査のみ行う場合は○印を、調査及び予測・評価を行う場合は◎を付すこと。
 3 技術指針の対応する事業の参考項目に規定されている項目で、対象としない場合は×を付すこと。
 4 大気質及び水質等については、必要に応じて、各環境基準の項目ごとに環境要素の区分欄を変更し、作成すること。

環境保全調査報告書案

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 事業の名称
- 3 事業の目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 内容
 - ① 事業の種類及び規模
 - ② 事業実施区域（付近見取図等添付）
 - ③ 事業の概要（事業スケジュール等添付）
 - ④ 施設の概要（施設の配置図、排出物質の処理工程図及排出諸元等添付）
 - ⑤ 工事の実施に関する計画の概要（工事工程表等添付）
- 4 事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況
（環境保全調査項目に関係するものに限る。）
- 5 環境保全調査項目等一覧表
別紙のとおり
- 6 環境保全調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由
- 7 環境保全調査の結果
 - (1) 調査、予測及び評価の結果を環境保全調査の項目ごとに取りまとめたもの
 - (2) 環境の保全のための措置
 - (3) 事後調査の方法等
 - (4) 当該事業に係る環境保全の総合的な評価（(1)から(3)の事項の概要の一覧）
- 8 環境保全調査の全部又は一部を委託して行った場合には、受託者の氏名及び住所
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

別紙 環境保全調査項目等一覧表

影響要因の区分			工 事 の 実 施					土地又は工作物の存在及び供用									
			資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理
環境要素の区分																	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質															
		騒音															
		振動															
		悪臭															
		風害															
	水環境	水質															
		水底の底質															
		地下水の水質及び水位															
		水象															
	土壌環境・その他の環境	地形・地質															
		地盤(地盤沈下)															
		土壌(土壌汚染)															
		日照阻害															
		電波障害															
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)																
	陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)																
	水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)																
	生態系(地域を特徴づける生態系)																
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)																
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)																
	文化財等																
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物															
		副産物(残土)															
	温室効果ガス等																

- 備考 1 環境保全調査項目の選定に当たっては、青森県環境影響評価技術指針(平成28年3月23日青森県告示第212号)を参考のこと。
 2 調査のみ行う場合は○印を、調査及び予測・評価を行う場合は◎を付すこと。
 3 技術指針の対応する事業の参考項目に規定されている項目で、対象としない場合は×を付すこと。
 4 大気質及び水質等については、必要に応じて、各環境基準の項目ごとに環境要素の区分欄を変更し、作成すること。